



県章

# 山形県公報

平成22年6月18日(金)

第2152号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……708

### 訓 令

○山形県公印規程の一部を改正する訓令……………(学事文書課) ……同

### 告 示

○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……同

○介護老人保健施設の許可……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……709

○県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同

○同……………(同) ……同

○道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……710

### 警察本部関係

#### 告 示

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………711

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁地域振興課) ……712

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(同) ……同

○平成22年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用対策課) ……同

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……713

○同……………(同) ……714

○同……………(同) ……715

○同……………(同) ……716

○同……………(同) ……717

### 正 誤

## 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第43号

#### 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号の2中「5年」を「10年」に改める。

第5条第1項中「第5号」を「第4号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附則第5項を次のように改める。

5 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に受ける職業訓練に係る受講手当の支給額については、第4条の2第2項中「500円」とあるのは「700円」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

## 訓 令

### 山形県訓令第19号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項11の項中

「  
所得税の源泉徴収事務用  
県民税及び市町村民税の特別徴収事務用  
」を

「  
所得税の源泉徴収事務用  
県民税及び市町村民税の特別徴収事務用  
社会保険事務用  
」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第553号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.85パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

## 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年5月19日から適用する。
- 平成22年5月19日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人 栄和会 理事長 斎藤 寿一	介護老人保健施設 あすなる 鶴岡市本町二丁目2番35号	介護老人保健施設	平成22. 6. 2

## 山形県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営堤沢地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営堤沢地区土地改良（ため池等整備）事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 縦覧に供する期間  
平成22年6月18日から同年7月16日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営福寿野地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営福寿野地区土地改良（経営体育成基盤整備）事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
舟形町役場
- 縦覧に供する期間  
平成22年6月18日から同年7月16日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決

定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第557号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月18日から同年7月1日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小浜猪子線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字猪子字大堰端338番21から 同 字宮前208番1まで	旧	45.0 <small>メートル</small> } 13.6	<small>メートル</small> 297
同 上	新	32.6 <small>メートル</small> } 16.3	同 上

**警 察 本 部 関 係**

告 示

**山形県警察本部告示第1号**

平成18年3月山形県警察本部告示第1号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成22年6月18日

山形県警察本部長 塚 原 秀 利

技能労務職員選考 試験	総合得点及び順位	同	同	を
駐車監視員資格者 講習修了考査	得点	合格発表の日	当該考査の実施 場所	

技能労務職員選考 試験	総合得点及び順位	同	同	に改める。
猟銃等講習修了考査	得点	合格発表の日	当該考査の実施 場所	
年少射撃資格講習 修了考査	同	同	同	
駐車監視員資格者 講習修了考査	同	同	同	

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第32号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成22年6月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

- 「 〃 鶴岡市農村センター を「 〃 鶴岡市農村センター」に、  
〃 鶴岡市勤労者会館 」
- 「 〃 温海漁村センター」を 「 〃 温海漁村センター  
〃 鶴岡市第三学区コミュニティセンター」に、
- 「 〃 酒田市青沢克雪管理センター を「 〃 酒田市青沢克雪管理センター」に、  
〃 松山農村環境改善センター 」
- 「 〃 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設  
〃 旧酒田市平田中央公民館中野俣分館  
〃 旧酒田市平田中央公民館北俣分館  
〃 旧酒田市平田中央公民館山谷分館 を  
〃 旧酒田市平田中央公民館山元分館  
〃 旧酒田市平田中央公民館榑橋分館  
〃 旧酒田市平田中央公民館緑町分館 」
- 「 〃 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設」に、「上山市 南部体育館」を  
「上山市 南部体育館 に、「 〃 川西町吉島地区交流センター」を  
〃 上山市山元体育館」
- 「 〃 川西町吉島地区交流センター に改める。  
〃 川西町東沢活性化センター 」

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 かたくりの会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 敬子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡高島町大字元和田1599番地の21
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会で安心して暮らして行くために、高齢者、障害者、困難を抱えた家族にたいして、お互い助け合うというボランティア精神のもとに民間非営利の福祉事業を行い、その事業を通し地域福祉のコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 里づくり山形 学生根っこわーく
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 美波
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡庄内町清川花崎1-1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域活性化を目標として掲げている山形県内の地域を中心に、地元住民と共に活性化に繋がる支援・協力を行い、各地域がそれぞれ自分たちの魅力を見出し、もって地域を活性化させていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 やすらぎの会
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 一夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市西新斎町21番地の8
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者及び家族が、地域で安心して暮らすことが出来るように、障害者自立支援法に基づく事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時  
平成22年9月10日（金） 午前11時から
  - (2) 場 所  
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
  - (1) 職 種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
  - (2) 科 目  
指導方法

## 3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

## 4 受験手続

受験申請書を平成22年8月9日（月）から同月20日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成22年8月9日（月）から同月20日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2389）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成22年10月18日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品天童店  
天童市北目三丁目7番7号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内伸二

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
株式会社カワチ薬品天童店	天童市北目土地区画整理事業仮換地27街区2番外

(変更後)

名 称	所 在 地
株式会社カワチ薬品天童店	天童市北目三丁目7番7号外

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内伸二

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内伸二
株式会社カトーコーポレーション	上山市阿弥陀地字早田705番1号	加藤洋三

## 4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 平成15年11月4日

(2) 3の(2)に掲げる事項 平成22年6月8日

## 5 届出年月日

平成22年5月26日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年10月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成22年10月18日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン南陽

南陽市赤湯字川尻地内

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝 浦 二 郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	反 田 悦 生
未 定		



(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	勝 浦 二 郎
株式会社雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口5228番	小 楠 唯 人
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 宏 光
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗 原 勝 利
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 政 男
株式会社杵屋本店	上山市弁天二丁目3番12号	菅 野 高 志
株式会社アイシー・ネット	寒河江市本町二丁目8番3号	最 上 修
大友清弘	南陽市宮内2710番地	

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成20年5月14日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成20年5月14日

ロ イ以外のもの 平成19年3月21日

## 4 届出年月日

平成22年5月6日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年10月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成22年10月18日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品天童店

天童市北目三丁目7番7号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内伸二

3 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 87平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 121平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 60立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 64.86立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成22年6月8日

5 届出年月日

平成22年5月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年10月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成22年10月18日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン南陽

南陽市赤湯字川尻地内

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 勝浦二郎

3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成22年6月10日

5 届出年月日

平成22年5月6日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年10月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年10月18日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ白山店  
山形市白山二丁目3番33号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部恵
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株 式 会 社 ジ ョ イ	午前9時30分	午後8時	年間60日は午前6時開店

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株 式 会 社 ジ ョ イ	午前7時	午後10時	年間60日は午前6時開店

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時15分から午後8時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後8時15分まで  
(変更後) 午前6時45分から午後10時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後10時15分まで

- 4 変更年月日  
平成22年6月10日
- 5 届出年月日  
平成22年5月25日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年10月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成22. 4. 1	号外(10)	26	10	本庁及び	本庁

平成22年 6月18日印刷  
平成22年 6月18日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056